

序．計画の目的

(1)計画の目的

近年、都市の緑とオープンスペースは、良好な都市景観を向上させる機能や、ヒートアイランド現象の緩和、都市の防災機能としての役割、さらには、市民の安らぎの場、憩いの場としての機能を有し、その保全や創出、活用の一層の推進が求められています。

向日市緑の基本計画は、まちづくりの目標の一つである「快適な環境とやすらぎのあるまちづくり」を推進していくため、第4次総合計画や都市計画マスタープラン、環境基本計画と整合を図り、緑地の保全および緑化の推進等を総合的かつ計画的に実施し、健康で文化的な住環境の向上を図ることを目的に策定するものです。

(2)緑の定義

向日市「緑の基本計画」における「緑」は、花や樹木など植物そのものだけでなく、植物によって被覆されている土地（緑被地）、あるいは被覆される可能性のある土地を含めて定義します。したがって、社寺境内地や田畑、運動場、水辺等を含みます。

「緑地」は、「緑」のうち、土地が公的に担保されていたり、規制・誘導等によって保全が図られる土地を指します。都市公園や風致地区、生産緑地などが該当します。また、土地所有者等との協定などによって緑を保全、管理、活用したりする場合も緑地として扱います。

なお本計画では、本市の都市特性を踏まえ、歴史の道「西国街道」や緑の多い市街地も緑の空間として対象に含みます。

(3)緑の役割

都市における緑は、下記のような役割をもち、快適で安全な市民生活を実現するうえで必要不可欠なものです。

- * 人と自然が共生する都市環境を確保することができる
- * 多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する
- * 緑のもつ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できる
- * 災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できる

また、公園緑地の効果としては、存在することで都市機能、都市環境等都市構造上効果をもたらされる「存在効果」と、公園緑地を利用することによって市民にもたらされる「利用効果」に大別されます。

【存在効果】

(ア)都市形態規制効果

無秩序な市街化の連坦の防止等都市の発展形態の規制あるいは誘導。

(イ)環境衛生的効果

ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止効果など。

(ウ)防災効果

大規模地震火災時の避難地、延焼防止、洪水調節、災害危険地の保護等。

(エ)心理的效果

緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養。

(オ)経済的效果

緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値。

【利用効果】

(ア)心身の健康の維持増進効果

(イ)子どもの健全な育成効果

(ウ)競技スポーツ、健康運動の場

(エ)教養、文化活動等様々な余暇活動の場

(オ)地域のコミュニティ活動、参加活動の場